

日薬連発第 821 号
2025 年 12 月 25 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係
る留意事項について」の一部改正について

標記につき、令和 7 年 12 月 25 日付け医薬薬審発 1225 第 1 号にて厚生労働省医薬
局 医薬品審査管理課長より通知が発出されました。(日薬連会長宛：医薬薬審発 1225
第 2 号)

つきましては、本件につき貴会会員に周知頂きたく御連絡申し上げます。

医薬審発1225第2号
令和7年12月25日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について」の一部改正について

標記について、別添写しのとおり、都道府県知事等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、会員に対しその周知方御配慮くださいますようお願いいたします。

医薬薬審発 1225 第 1 号
令和 7 年 12 月 25 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示
等に係る留意事項について」の一部改正について

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 12 条並びに毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）第 11 条の 5 及び第 11 条の 6 の規定に基づく毒物又は劇物の容器及び被包への表示、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 40 条の 9 及び規則第 13 条の 12 の規定に基づく毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供（安全データシート（SDS ; Safety Data Sheet）の提供）については、「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成 24 年 3 月 26 日薬食化発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知。以下「薬食化発 0326 第 1 号通知」という。）により、留意事項を示してきたところです。

今般、JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」が改定され、令和 7 年 12 月 25 日付けで官報に公示されたこと等から、薬食化発 0326 第 1 号通知の一部を別紙のとおり改正しますので、特段の御配慮をお願いします。なお、改正後の薬食化発 0326 第 1 号通知は別添のとおりです。

なお、本通知の写しを一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

(別紙)

○毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）（平成 24 年 3 月 26 日薬食化発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知）新旧対照表

（下線は改正箇所）

改正後	改正前
1. JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物のラベルを表示する際の留意事項（略） （1）JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの） ア. ～ウ. （略） エ. 注意書き JIS Z 7253 の 6.2.5、附属書 A 及び C に従い、以下の情報を記載すること。 ・危険有害性をもつ<u>化学品</u>へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いによって生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき奨励措置について規定した文言 （2）JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの） ア. 化学品の名称 「毒物又は劇物の名称（法第 12 条第 2 項第 1 号）」及び「毒物又は劇物の成分（法第 12 条第 2 項第 2 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.6 に従い、以下の情報を記載すること。 ・<u>化学品の名称（化学物質又は製品の名称）</u> ・混合物の場合、各種法令によって規定されている化学物質に関しては、法令に従った記載 イ. 供給者を特定する情報 情報を提供する毒物劇物営業者の<u>氏名及び住所</u>（法人にあつて	1. JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物のラベルを表示する際の留意事項（略） （1）JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの） ア. ～ウ. （略） エ. 注意書き JIS Z 7253 の 6.2.5、附属書 A 及び C に従い、以下の情報を記載すること。 ・危険有害性をもつ<u>製品</u>へのばく露、その不適切な貯蔵や取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき奨励措置について規定した文言 （2）JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの） ア. 化学品の名称 「毒物又は劇物の名称（法第 12 条第 2 項第 1 号）」及び「毒物又は劇物の成分（法第 12 条第 2 項第 2 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.6 に従い、以下の情報を記載すること。 ・<u>製品名</u> ・混合物の場合、各種法令によって指定されている化学物質に関しては、法令に従った記載 イ. 供給者を特定する情報 <u>情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所</u>（法人にあつて

は、その名称及び主たる事務所の所在地）（規則第 11 条の 6 第 1 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.7 に従い、以下の情報を記載すること。 ・化学品の供給者名、住所及び電話番号 (3) JIS Z 7253 によって表示が求められていない事項（法の要求項目であるもの） ア．「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の<u>文字</u>（法第 12 条第 1 項及び第 3 項） イ．毒物又は劇物の含量（法第 12 条第 2 項第 2 号） ウ．<u>規則第 11 条の 5 で定める毒物及び劇物について、それぞれ同条に定めるその解毒剤の名称（法第 12 条第 2 項第 3 号）</u> エ．<u>規則第 11 条の 6 第 2 号から第 4 号までに定める事項（法第 12 条第 2 項第 4 号）</u> 2．JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物の SDS を提供する際の留意事項（略） (1) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの） ア．危険有害性の要約 JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.3 に従い、以下の情報を記載すること。 ・GHS 分類及び <u>GHS</u> ラベル要素（絵表示又はシンボル、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書き） イ．～エ．（略） (2) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの）	は、その名称及び主たる事務所の所在地）（規則第 11 条の 6 第 1 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.7 に従い、以下の情報を記載すること。 ・化学品の供給者名、住所及び電話番号 (3) JIS Z 7253 によって表示が求められていない事項（法の要求項目であるもの） ア．「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の<u>表示</u>（法第 12 条第 1 項、第 3 項） イ．毒物又は劇物の含量（法第 12 条第 2 項第 2 号） ウ．<u>厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など（規則第 11 条の 5、規則第 11 条の 6 第 2 号から第 4 号）</u> （新設） 2．JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物の SDS を提供する際の留意事項（略） (1) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの） ア．危険有害性の要約 JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.3 に従い、以下の情報を記載すること。 ・GHS 分類及びラベル要素（絵表示又はシンボル、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書き） イ．～エ．（略） (2) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの）
--	---

ア. 及びイ. (略) ウ. 応急措置 「応急措置 (規則第 13 条の 12 第 4 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.5 に従い、以下の情報を記載すること。 ・異なったばく露経路、すなわち、<u>吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合</u>及び飲み込んだ場合に分けて、取るべき応急措置並びに絶対避けるべき行動 エ. 火災時の措置 「火災時の措置 (規則第 13 条の 12 第 5 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.6 に従い、以下の情報を記載すること。 ・適切な消火剤<u>及び</u>使ってはならない消化剤 オ. (略) カ. 取扱い及び保管上の注意 「取扱い及び保管上の注意 (規則第 13 条の 12 第 7 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.8 に従い、以下の情報を記載すること。 ・取扱いについて、安全取扱注意事項 (接触回避などを含む) ・保管について、安全な保管条件、特に、<u>安全な容器包装材料</u> キ. (略) ク. 物理的及び化学的性質 「物理的及び化学的性質 (規則第 13 条の 12 第 9 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.10 に従い、以下の情報を記載すること。 ・物理状態、色 ・臭い	ア. 及びイ. (略) ウ. 応急措置 「応急措置 (規則第 13 条の 12 第 4 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.5 に従い、以下の情報を記載すること。 ・異なったばく露経路、すなわち吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合及び飲み込んだ場合に分けて、取るべき応急措置並びに絶対避けるべき行動 エ. 火災時の措置 「火災時の措置 (規則第 13 条の 12 第 5 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.6 に従い、以下の情報を記載すること。 ・適切な消火剤<u>並びに</u>使ってはならない消化剤 オ. (略) カ. 取扱い及び保管上の注意 「取扱い及び保管上の注意 (規則第 13 条の 12 第 7 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.8 に従い、以下の情報を記載すること。 ・取扱いについて、安全取扱注意事項 (接触回避などを含む) ・保管について、安全な保管条件、特に容器包装材料 キ. (略) ク. 物理的及び化学的性質 「物理的及び化学的性質 (規則第 13 条の 12 第 9 号)」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.10 に従い、以下の情報を記載すること。 ・<u>外観 (物理的状態、形状、色など)</u> ・臭い
---	---

(削る) ・融点・凝固点 ・沸点又は初留点及び沸騰範囲 (削る) ・爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 ・引火点 ・pH ・自然発火点 ・分解温度 ・溶解度 ・蒸気圧 ・密度又は相対密度 (削る) ・n-オクタノール／水分配係数 (削る) ケ．安定性及び反応性 「安定性及び反応性（規則第 13 条の 12 第 10 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.11 に従い、以下の情報を記載すること。 ・反応性 ・化学的安定性 ・危険有害反応可能性 ・避けるべき条件（熱、圧力、衝撃、静電放電、振動など） ・混触危険物質 ・有害な分解生成物 コ．有害性情報 「毒性に関する情報（規則第 13 条の 12 第 11 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.12 に従い、以下の情報を記載すること。 ・急性毒性 ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ・呼吸器感作性又は皮膚感作性 ・生殖細胞変異原性 ・発がん性 ・生殖毒性	・pH ・融点・凝固点 ・沸点、初留点及び沸騰範囲 ・引火点 ・燃焼又は爆発範囲の上限・下限 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) ・蒸気圧 ・比重（相対密度） ・溶解度 ・n-オクタノール／水分配係数 ・自然発火速度 ・分解温度 ケ．安定性及び反応性 「安定性及び反応性（規則第 13 条の 12 第 10 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.11 に従い、以下の情報を記載すること。 ・反応性 ・化学的安定性 ・危険有害反応可能性 ・避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動など） ・混触危険物質 ・危険有害な分解生成物 コ．有害性情報 「毒性に関する情報（規則第 13 条の 12 第 11 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.12 に従い、以下の情報を記載すること。 ・急性毒性 ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ・呼吸器感作性又は皮膚感作性 ・生殖細胞変異原性 ・発がん性 ・生殖毒性
---	--

・特定標的臓器毒性、単回ばく露 ・特定標的臓器毒性、反復ばく露 ・<u>誤えん</u>有害性 サ．廃棄上の注意 「廃棄上の注意（規則第13条の12第12号）」を満たすとともに、JIS Z 7253の7.1、7.2及び附属書D.14に従い、以下の情報を記載すること。 ・<u>残余廃棄物及び汚染容器並びに包装について、安全で、かつ、環境上望ましい廃棄又はリサイクルに関する情報</u> シ．輸送上の注意 「輸送上の注意（規則第13条の12第13号）」を満たすとともに、JIS Z 7253の7.1、7.2及び附属書D.15に従い、以下の情報を記載すること。 ・輸送に関する<u>国際規制の情報</u> ・国内規制がある場合には、その情報 (3) (略) 3. その他 (1) JIS Z 7253は、日本<u>産業</u>標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) において検索及び閲覧が可能であること。 (2) (略) (別添1) (略) (別添2) (略)	・特定標的臓器毒性、単回ばく露 ・特定標的臓器毒性、反復ばく露 ・<u>吸引性呼吸器</u>有害性 サ．廃棄上の注意 「廃棄上の注意（規則第13条の12第12号）」を満たすとともに、JIS Z 7253の7.1、7.2及び附属書D.14に従い、以下の情報を記載すること。 ・残余廃棄物、<u>汚染容器及び包装について、安全で、かつ環境上望ましい廃棄のために推奨する方法</u> シ．輸送上の注意 「輸送上の注意（規則第13条の12第13号）」を満たすとともに、JIS Z 7253の7.1、7.2及び附属書D.15に従い、以下の情報を記載すること。 ・輸送に関する<u>国際規制によるコード及び分類に関する情報</u> ・国内規制がある場合には、その情報 (3) (略) 3. その他 (1) JIS Z 7253は、日本<u>工業</u>標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) において検索及び閲覧が可能であること。 (2) (略) (別添1) (略) (別添2) (略)
---	---

[別添]

薬食化発 0326 第 1 号
平成 24 年 3 月 26 日
改正 医薬薬審発 1225 第 1 号
令和 7 年 12 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化 学 物 質 安 全 対 策 室 長

毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等
に係る留意事項について（通知）

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）における毒物劇物営業者には、法第 12 条、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）第 11 条の 5 及び 6 により、毒物又は劇物の容器及び被包への表示（以下「ラベルの表示」という。）が、また、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。）第 40 条の 9 及び規則第 13 条の 12 により、毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供（安全データシート（SDS ; Safety Data Sheet）の提供）が、それぞれ求められている。

国際的には、2003 年 7 月に国際連合で、化学品の危険有害性に関して世界共通の分類と表示を行い、正確な情報伝達を実現し、人の健康を確保し、環境を保護することを目的として、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、略して GHS）」が採択されている。

日本国内では、GHS に基づく情報提供の規格として、JIS Z 7250「化学物質等安全データシート（MSDS）－内容及び項目の順序」、JIS Z 7251「GHS に基づく化学物質等の表示」及び JIS Z 7252「GHS に基づく化学物質等の分類方法」がそれぞれ定められているが、平成 24 年 3 月 25 日付けで、GHS 対応を進める関係法令や事業者の共通基盤として JIS を位置づけるため、JIS Z 7250 及び JIS Z 7251 を統合するとともに、情報伝達にあたって必要な事項（作業場内の表示、GHS を正しく理解するための教育等）を追加した新たな JIS（JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）が制定され、平成 24 年 3 月 26 日付けで、官報に公示された。

法と JIS Z 7253 では、その要求項目が一部異なることから、情報提供等においては下記の事項に留意の上、貴管下関係機関及び関係業界に対して、法の要求項目等

について十分周知を行う等、法の適切な運用に御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学品輸出入協会会長宛に発出することとしていることを申し添える。

記

1. JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物のラベルを表示する際の留意事項

JIS Z 7253 に準拠したラベルの表示については、JIS Z 7253 の「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」にその方法が記載されているが、これに準拠した毒物又は劇物のラベルを表示する際の留意事項は以下のとおりであるので、御配慮願いたい。なお、JIS Z 7253 は、現行の規制要件を超え新たな要件を創出するものではないことを申し添える。

また、法又は JIS Z 7253 によってラベルへの表示が求められる事項を、別添 1 に示す。

(1) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの）

ア. 危険有害性を表す絵表示

JIS Z 7253 の 6.2.2 及び附属書 A に従い、以下の情報を記載すること。

- ・各危険有害性クラス及びその区分に割り当てられた絵表示

イ. 注意喚起語

JIS Z 7253 の 6.2.3 及び附属書 A に従い、以下の情報を記載すること。

- ・危険有害性の程度を表す「危険」又は「警告」の文言

ウ. 危険有害性情報

JIS Z 7253 の 6.2.4、附属書 A 及び B に従い、以下の情報を記載すること。

- ・各危険有害性クラス及びその区分に割り当てられた文言

エ. 注意書き

JIS Z 7253 の 6.2.5、附属書 A 及び C に従い、以下の情報を記載すること。

- ・危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いによって生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき奨励措置について規定した文言

(2) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの）

ア. 化学品の名称

「毒物又は劇物の名称（法第 12 条第 2 項第 1 号）」及び「毒物又は劇物の成分（法第 12 条第 2 項第 2 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.6 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・化学品の名称（化学物質又は製品の名称）
- ・混合物の場合、各種法令によって規定されている化学物質に関しては、

法令に従った記載

イ. 供給者を特定する情報

情報を提供する毒物劇物営業者の「氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）（規則第 11 条の 6 第 1 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 6.2.7 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・化学品の供給者名、住所及び電話番号

(3) JIS Z 7253 によって表示が求められていない事項（法の要求項目であるもの）

ア. 「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字（法第 12 条第 1 項及び第 3 項）

イ. 毒物又は劇物の含量（法第 12 条第 2 項第 2 号）

ウ. 規則第 11 条の 5 で定める毒物及び劇物について、それぞれ同条で定めるその解毒剤の名称（法第 12 条第 2 項第 3 号）

エ. 規則第 11 条の 6 第 2 号から第 4 号までで定める事項（法第 12 条第 2 項第 4 号）

2. JIS Z 7253 に準拠した毒物又は劇物の SDS を提供する際の留意事項

JIS Z 7253 に準拠した SDS の提供については、JIS Z 7253 の「7 SDS の全体構成及びその内容」にその方法が記載されているが、これに準拠した毒物又は劇物の SDS を提供する際の留意事項は以下のとおりであるので、御配慮願いたい。なお、JIS Z 7253 は、現行の規制要件を超え新たな要件を創出するものではないことを申し添える。

また、法又は JIS Z 7253 によって SDS への記載が求められる事項を、別添 2 に示す。

(1) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目ではないもの）

ア. 危険有害性の要約

JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.3 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・GHS 分類及び GHS ラベル要素（絵表示又はシンボル、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書き）

イ. 環境影響情報

JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.13 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・生態毒性
- ・残留性・分解性
- ・生体蓄積性
- ・土壌中の移動性
- ・オゾン層への有害性

ウ. 適用法令

JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.16 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ SDS の提供が求められる国内法令の名称

エ. その他の情報

JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.17 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 安全上重要であるが、JIS Z 7253 の 7.1 に定める 15 項目に直接関係しない情報

(2) JIS Z 7253 によって表示が求められる事項（法の要求項目であるもの）

ア. 化学品及び会社情報

「情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）（規則第 13 条の 12 第 1 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.2 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 化学品の名称、供給者の会社名称、住所及び電話番号

イ. 組成及び成分情報

「名称並びに成分及びその含量（規則第 13 条の 12 第 3 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.4 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 化学名又は一般名
- ・ 国内法令によって情報伝達が求められている事項

ウ. 応急措置

「応急措置（規則第 13 条の 12 第 4 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.5 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 異なったばく露経路、すなわち、吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合及び飲み込んだ場合に分けて、取るべき応急措置並びに絶対避けるべき行動

エ. 火災時の措置

「火災時の措置（規則第 13 条の 12 第 5 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.6 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 適切な消火剤及び使ってはならない消化剤

オ. 漏出時の措置

「漏出時の措置（規則第 13 条の 12 第 6 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.7 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・ 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- ・ 環境に対する注意事項
- ・ 封じ込め及び浄化の方法及び機材

カ. 取扱い及び保管上の注意

「取扱い及び保管上の注意（規則第 13 条の 12 第 7 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.8 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・取扱いについて、安全取扱注意事項（接触回避などを含む）
- ・保管について、安全な保管条件、特に、安全な容器包装材料

キ．ばく露防止及び保護措置

「暴露の防止及び保護のための措置（規則第 13 条の 12 第 8 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.9 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・適切な保護具

ク．物理的及び化学的性質

「物理的及び化学的性質（規則第 13 条の 12 第 9 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.10 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・物理状態、色
- ・臭い
- ・融点・凝固点
- ・沸点又は初留点及び沸騰範囲
- ・爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界
- ・引火点
- ・pH
- ・自然発火点
- ・分解温度
- ・溶解度
- ・蒸気圧
- ・密度又は相対密度
- ・n-オクタノール／水分配係数

ケ．安定性及び反応性

「安定性及び反応性（規則第 13 条の 12 第 10 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.11 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・反応性
- ・化学的安定性
- ・危険有害反応可能性
- ・避けるべき条件（熱、圧力、衝撃、静電放電、振動など）
- ・混触危険物質
- ・有害な分解生成物

コ．有害性情報

「毒性に関する情報（規則第 13 条の 12 第 11 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.12 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・急性毒性
- ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性

- ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性
- ・呼吸器感作性又は皮膚感作性
- ・生殖細胞変異原性
- ・発がん性
- ・生殖毒性
- ・特定標的臓器毒性、単回ばく露
- ・特定標的臓器毒性、反復ばく露
- ・誤えん有害性

サ．廃棄上の注意

「廃棄上の注意（規則第 13 条の 12 第 12 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.14 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・残余廃棄物及び汚染容器並びに包装について、安全で、かつ、環境上望ましい廃棄又はリサイクルに関する情報

シ．輸送上の注意

「輸送上の注意（規則第 13 条の 12 第 13 号）」を満たすとともに、JIS Z 7253 の 7.1、7.2 及び附属書 D.15 に従い、以下の情報を記載すること。

- ・輸送に関する国際規制の情報
- ・国内規制がある場合には、その情報

（3）JIS Z 7253 によって表示が求められていない事項（法の要求項目であるもの）

ア．毒物又は劇物の別（規則第 13 条の 12 第 2 号）

3．その他

- （1）JIS Z 7253 は、日本産業標準調査会のホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）において検索及び閲覧が可能であること。
- （2）毒物及び劇物取締法関係法令に規定する危険有害性情報の伝達等に関する事項を満たすためには、JIS Z 7253 に準拠した記載に加え、1.（3）及び2.（3）に示す事項を満たす必要があること。

(別添 1)

毒物及び劇物取締法、JIS Z 7253 によってラベルへの表示が求められる事項

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
	危険有害性を表す絵表示
	注意喚起語
	危険有害性情報
	注意書き
毒物又は劇物の名称 (法第 12 条第 2 項第 1 号)	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 (法第 12 条第 2 項第 2 号)	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） (規則第 11 条の 6 第 1 号)	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 (法第 12 条第 1 項、第 3 項)	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 (法第 12 条第 2 項第 2 号)	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など (規則第 11 条の 5、規則第 11 条の 6 第 2 号から第 4 号)	

(別添 2)

毒物及び劇物取締法、JIS Z 7253 によって SDS への記載が求められる事項

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名 (名称) 及び住所 (所在地) (規則第 13 条の 12 第 1 号)	化学品及び会社情報
	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 (規則第 13 条の 12 第 3 号)	組成及び成分情報
応急措置 (規則第 13 条の 12 第 4 号)	応急措置
火災時の措置 (規則第 13 条の 12 第 5 号)	火災時の措置
漏出時の措置 (規則第 13 条の 12 第 6 号)	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 (規則第 13 条の 12 第 7 号)	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 (規則第 13 条の 12 第 8 号)	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 (規則第 13 条の 12 第 9 号)	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 (規則第 13 条の 12 第 10 号)	安定性及び反応性
毒性に関する情報 (規則第 13 条の 12 第 11 号)	有害性情報
	環境影響情報
廃棄上の注意 (規則第 13 条の 12 第 12 号)	廃棄上の注意
輸送上の注意 (規則第 13 条の 12 第 13 号)	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 (規則第 13 条の 12 第 2 号)	
	適用法令
	その他の情報

○山口県公安委員会告示第五十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日
山口県公安委員会委員長 野村 雅之
特定危険指定暴力団等
平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤会）

変更前
指定の期限 令和七年十二月二十六日まで
変更後
指定の期限 令和八年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百七十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日
福岡県公安委員会委員長 権頭 章美恵
特定危険指定暴力団等
平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤会）

変更前
指定の期限 令和七年十二月二十六日まで
変更後
指定の期限 令和八年十二月二十六日まで

人事異動

内閣

大田 多恵
判事兼簡易裁判所判事に任命する（十二月二十三日）

最高裁判所

東京家庭裁判所判事・東京簡
易裁判所判事 宇田川 輔
最高裁判所事務総局家庭局第一課長を免する
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免する
東京高等裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡
易裁判所判事 北嶋 典子
最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局第一課長を免する
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を免する
同 棚井 啓
最高裁判所裁判所調査官に充てる
同 石渡 圭
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を命
ずる（以上十二月二十二日）

官庁報告

産 業

日本産業規格
令和7年12月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年12月25日
厚生労働大臣 上野賢一郎
経済産業大臣 赤澤 亮正
記
改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
GHSに基づく化学品の分類方法 Z 7252
GHSに基づく化学品の危険有害性の
情報伝達方法—ラベル、作業場内
の表示及び安全データシート（SD
S）
（内容省略）
備考 内容は、日本産業標準調査会ホーム
ページ（https://www.jisc.go.jp）において
閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準
局安全衛生部化学物質対策課並びに経済産
業省イノベーション・環境局基準認証政策
課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務
局経済産業部においても閲覧に供する。

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示
京都労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第
2項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイ
ス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公
示第4号）の一部を次のように改正する決定をし
たので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和7年12月25日
京都労働局長 角南 巖
第4号中「1時間1,074円」を「1時間1,136円」
に改める。

法務省告示第三百六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可する。
令和七年十二月二十五日
法務大臣 平口 渉

住所 東京都新宿区
桂浩然 平成18年6月1日生
住所 東京都新宿区
桂浩洪 平成15年7月23日生
住所 埼玉県和光市
レー・フォン・ザン 平成4年11月5日生
住所 埼玉県川口市
金成洛 昭和26年1月10日生
李方子 昭和33年5月19日生
金芳江 昭和61年4月16日生
住所 東京都品川区
スイエン・バン・アン 平成7年10月18日生
住所 大阪市生野区
ダン・ティール・ハー 平成3年8月18日生
住所 東京都渋谷区
ベリャエフ・エドアルド・エドゥアルドヴィッ
チ 昭和63年10月1日生
住所 東京都港区
瀋潔 昭和47年2月24日生
瀋瑒陽 平成19年1月5日生
姜愛伊 平成25年10月10日生
住所 東京都江東区
謝明遠 平成7年1月28日生
住所 東京都世田谷区
レオニチェフ・ユーリイ・アレクセーヴィチ
昭和61年1月29日生

住所 東京都北区
イスラーム・アシュラフ・ツェハータ・アブ
ドゥエルラヒマーン 平成2年6月13日生
住所 埼玉県川口市
向佳凝 令和2年1月26日生
吳佳祐 令和4年4月20日生
住所 東京都荒川区
徐驊 昭和34年12月24日生
住所 東京都練馬区
スレスタ・アチス 平成8年5月1日生
住所 茨城県取手市
李少敏 昭和42年9月16日生
住所 東京都北区
梁寧 昭和54年10月27日生
沈昱彤 平成23年11月25日生
住所 千葉県流山市
李成澤 昭和26年9月28日生
住所 千葉県いすみ市
リョウゼン・ヤブット・イケダ 平成14年6月
24日生
住所 東京都世田谷区
ステラ・リヤント 平成6年4月11日生
住所 大阪市北区
王元明 平成8年3月15日生
住所 千葉県我孫子市
トヴァー・ヌニエス・ジェシカ・マリア 昭和
56年12月30日生
住所 東京都新宿区
アフラズ・ソボハン 昭和60年9月19日生
ハシェンワンド・キアバニ・ペガ 昭和62年11
月25日生
住所 東京都練馬区
ヤシン・エナジ 平成4年4月5日生
住所 東京都荒川区
趙倩 昭和60年1月6日生
住所 東京都中野区
李潤希 平成3年1月24日生
住所 大阪市城東区
公政 昭和60年12月31日生
住所 大阪市生野区
慎祥秀 昭和41年3月27日生
李東姫 昭和39年7月20日生
住所 三重県鈴鹿市
アセリ・マシヴォウ 平成9年3月9日生
住所 大阪市西区
陳瑀倩 平成6年1月19日生